

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行
村田健二税理士事務所
〒720-0825
広島県福山市沖野上5-29-27 大黒ビル2F
TEL(084)959-3605 FAX(084)959-3606**ROEが高い企業はやはり狙い目！
「攻めのIT経営銘柄」で見えた投資ポイント**

経済産業省と東京証券取引所が共同で選定している「攻めのIT経営銘柄」。株式投資をするならばチェックしておきたい銘柄ではあるものの、結果だけ見ると有名企業ばかりで、その銘柄を狙うのは面白みに欠ける。

しかし、銘柄選定に用いられたアンケート調査結果を分析したところ、成長企業に不可欠な要素が見えてきた。その要素を満たす企業が「次の狙い目」といえるだろう。

では、どのような要素が必要なのだろうか。アンケート調査結果から炙り出されたのは、やはり「ROE（自己資本比率）」の高さだ。ROEは、どの程度効率よく利益を稼いでいるかを示す指標。日本では、ROEが8%以上の水準になると、

PBR（株価純資産倍率）との相関が強まる傾向にあり、株式市場で評価される。アンケート調査結果によれば、「攻めのIT経営銘柄2017」に選定された企業のうち、3年平均のROEが8%以上の企業が65%を占めた。5~8%未満が29%、0~5%未満は6%で、0%未満の企業はなかった。ちなみに、選定されなかった企業のうち、ROEが8%以上の企業は46%だったものの、5%未満が3割以上を占めている。

もちろん、株主資本が少ない場合などはROEが高くなるため、それだけを基準にはできない。しかし、ROEは利益の額ではなく、質を図る指標であるため、安定株で長期運用を狙う際は、ぜひ参考にしてみしてほしい。

**法制審、民法改正の試案を公表
配偶者への贈与住居は遺産分割の対象外に**

法相の諮問機関である法制審議会はこのほど、民法（相続関係）部会で審議していた民法改正の要綱案のたたき台を示した中で、遺産分割に関する規定を見直すことを明らかにした。それは、婚姻期間が20年以上である夫婦のどちらかが死亡した場合、配偶者に贈与された住居は遺産分割の対象にしないというものだ。

法務省は、年内にも要綱案を取りまとめ、民法改正案を来年の通常国会に提出する予定だが、税制の対応も注目される。

要綱案のたたき台には、遺産分割に関する見直し等の中で、配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示の推定規定）として、「婚姻期間が20年以上ある夫婦の一方が他の一方に対し、その

居住の用に供する建物又は敷地（居住用不動産）の全部又は一部を遺贈又は贈与したときは、民法903条第3項の持戻しの免除の意思表示があったものとして推定するものとする」との案が盛り込まれている。

特別受益の持戻しとは、共同相続人中に、被相続人から遺贈や贈与による特別受益を得た者がいる場合、この特別受益財産を相続財産の価額に加えることをいう。また、被相続人が持戻しを希望しない意思を表明している場合には、持戻しを行わないことになる。これを特別受益の持戻しの免除という。

つまり、持戻しの免除の意思表示があれば、配偶者に贈与した住居は遺産分割から除かれて、相続の対象とはならないことになる。